

平成30年3月2日

道路局路政課

国道・防災課

「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」を閣議決定

一般国道の一部区間のバイパス供用開始等に伴い、国が管理する国道の区間（指定区間）を変更する「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を指定する政令を改正し、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があります。

2. 政令改正の概要

一般国道47号及び一般国道115号の2路線の一部の区間を指定区間に追加します。
また、一般国道47号及び一般国道161号の2路線の一部の区間を指定区間から除外します。これらのほか、規定の整理を行います。

※路線の改正の概要については、別紙を御参照ください。

3. スケジュール

・公布日：平成30年 3月 7日（水）

・施行日：平成30年 3月10日（土）

※一般国道47号関係は3月18日から、一般国道161号関係は4月1日から施行。

問い合わせ先 代表電話：03-5253-8111

国土交通省 道路局 路政課 企画専門官 濱崎 真也（内線37332）

国道・防災課 企画専門官 安谷 覚（内線37832）

直通番号：03-5253-8480（路政課）03-5253-8492（国道・防災課）

F A X：03-5253-1616（路政課）03-5253-1620（国道・防災課）